

1. 総則①(期間)

〔問題1-1〕 期間 H12-1

特許法に規定する期間に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

1 (問題不成立)

~~第1年から第3年までの各年分の特許料は、特許をすべき旨の査定の際の本の送達があった平成18年11月1日(水曜日)から4年7月を経過した平成23年6月2日(木曜日)以後でも追納することができる場合がある。ただし、職権又は請求による特許料の納付すべき期間の延長はなかったものとする。~~

- 2 特許法第67条第1項に規定する特許権の存続期間の満了の日が平成21年4月6日(月曜日)である場合、その特許権の存続期間の延長登録の出願をしようとする者は、特許法第67条の2の2第1項(存続期間の延長登録)に規定する書面を平成20年10月6日(月曜日)までに提出していなければ、その書面を提出することができなかったことに責めに帰ることができない理由がない限り、平成20年10月7日(火曜日)からその満了の日までの期間にその特許権の存続期間の延長登録の出願をすることができない。
- 3 特許庁長官は、職権で、審決に対する訴えを提起することができる期間について附加期間を定めることができる。
- 4 特許法に規定された裁定を求める手続において答弁書を提出すべき期間を指定することができるのは、特許庁長官に限られる。
- 5 特許出願について拒絶をすべき旨の査定の際の本を公示送達した場合において、その本を当該特許出願人に何時でも交付すべき旨を官報に掲載した日が平成21年10月7日(水曜日)であるとき、その特許出願人が拒絶査定不服審判の請求をすることができる期間の起算日は、平成21年10月27日(火曜日)である。

〔問題1-2〕 期間 H 13-1

特許法又は実用新案法に規定する期間に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 パリ条約による優先権の主張の基礎とされた出願の日が2008年（平成20年）2月29日（金曜日）であるとき、優先権証明書を提出できる期間の末日は、平成21年6月29日（月曜日）である。ただし、優先権証明書を提出することができないことに責めに帰することができない理由はないものとする。
- 2 審決の謄本の送達が平成19年3月23日（金曜日）にあり、その審決に対する訴えを提起することができる不変期間についての附加期間が、15日と定められているとき、当該附加期間の末日は、平成19年5月8日（火曜日）である。なお、平成19年4月22日は日曜日である。
- 3 在外者が、特許出願についての拒絶査定不服審判の請求を平成19年1月30日（火曜日）にしたとき、平成19年3月2日（金曜日）以後であっても、特許法第17条の2第1項第4号の規定による明細書、特許請求の範囲又は図面についての補正をすることができる。
- 4 平成11年11月17日（水曜日）にした特許出願を、平成21年5月19日（火曜日）以後に実用新案登録出願に変更することはできない。
- 5 審判の手続の中断により期間の進行が停止し、その後、その中断が解消したとき、改めて進行する期間は、当該中断までに進行した期間を除いた、残余期間となる。

〔問題1-3〕 期間 H16-1

特許法又は実用新案法に規定する期間に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 拒絶査定の特許の送達があった日から3月以内であれば、特許出願を取り下げることができるが、その後その特許出願を取り下げることができる場合はない。
- (ロ) 特許出願Aに基づく優先権の主張を伴う特許出願Bがなされた場合、特許庁長官は、Aの出願の日から1年6月を経過したときは、特許掲載公報の発行をしたものを除き、Bについて出願公開をしなければならない。
ただし、Bについて出願公開の請求はなかったものとする。
- (ハ) 学術団体が開催する研究集会の予稿集が、2024年2月28日(水曜日)に発行された。この場合、発明の新規性の喪失の例外(特許法第30条第2項)の規定の適用を受けるためには、2025年2月27日(木曜日)までに特許出願をしなければならない。
- (ニ) 実用新案登録出願が2008年1月24日(木曜日)にされ、2008年7月4日(金曜日)に登録された。この場合、第4年分の登録料は、2011年1月24日(月曜日)までに納付しなければならない。
- (ホ) 2000年4月6日(木曜日)にされた特許出願に係る特許権の存続期間は、延長登録の出願により、最長、2025年4月6日(日曜日)まで延長することができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔問題1-4〕 期間 H 18-5

特許法又は実用新案法に規定する期間に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、特許出願は、外国語書面出願でも国際出願に係るものでも実用新案登録に基づく特許出願でも、分割又は変更に係るものでもなく、特に文中に示した場合を除き、いかなる優先権の主張も伴わないものとする。

- (イ) 特許庁長官は、遠隔の地にある特許出願人から、拒絶査定不服審判を請求することができる期間の経過後に当該期間の延長の請求がなされた場合、特許法の規定によっては当該期間を延長することができない。
- (ロ) 特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地でない特許出願人から、特許法第108条第1項に規定する第1年から第3年までの各年分の特許料の納付すべき期間の経過前に当該期間の延長の請求がなされた場合、特許法の規定によっては当該期間を延長することができない。
- (ハ) パリ条約の規定による優先権の主張を伴う特許出願の出願審査の請求は、当該特許出願の日から3年以内に行うことができる。
- (ニ) 審査官が、特許出願人に対し、拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えた場合、特許庁長官は、特許法の規定により職権でその期間を延長することができる。
- (ホ) 特許出願人は、当該特許出願の日から9年6月を経過するまでは、いつでもその特許出願を実用新案登録出願に変更することができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔問題1-5〕 期間 H20-60

手続に関する期間等について、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除き、出願は、外国語書面出願でも国際出願に係るものでも実用新案登録に基づく特許出願でも、分割又は変更に係るものでもなく、いかなる優先権の主張も伴わないものとし、また、手続についての期間の延長はなく、手続をしなかったことについて正当な理由や責めに帰ることができない理由はないものとする。

- 1 パリ条約の同盟国において、2008年（平成20年）2月4日（月曜日）に出願された実用新案登録に基づくパリ条約による優先権の主張をして、平成20年3月4日（火曜日）に日本国において意匠登録出願をした場合、いわゆる優先権証明書を提出することができる期間の末日は平成20年6月4日（水曜日）である。
- 2 パリ条約の同盟国において2007年（平成19年）6月4日（月曜日）にその政府が開設する国際的な博覧会に特許を受ける権利を有する者が出品することによって新規性を喪失するに至った発明について、当該同盟国において、同国のいわゆる新規性の喪失の例外の規定の適用を受け、2007年（平成19年）7月4日（水曜日）に特許出願Aをした。その後、Aに基づくパリ条約に基づく優先権を主張して、日本国において特許出願Bをする場合、平成20年7月4日（金曜日）までに出願すれば、Bは、当該博覧会への出品による新規性欠如を理由として、拒絶されることはない。
- 3 パリ条約の同盟国において2007年（平成19年）6月4日（月曜日）に出願した実用新案登録出願Aと、2007年（平成19年）9月4日（火曜日）に出願した意匠登録出願Bに基づくパリ条約による優先権を主張して、日本国において実用新案登録出願をする場合、平成20年6月4日（水曜日）までに出願すれば、出願A及びBに基づく優先権主張の効果が認められる。
- 4 平成11年2月24日（水曜日）に特許権の設定の登録がされ、特許権の存続期間の延長登録がないとした場合における当該特許権の存続期間の満了の日が平成20年1月24日（木曜日）である特許について、特許権の存続期間の延長登録をすべき旨の査定（延長の期間は5年）の謄本が平成21年1月23日（金曜日）に送達された。この場合、特許料は2年分を一時に納付しなければならない。ただし、特許料の追納は考慮しないものとする。
- 5 削除（H23年改正により、審決取消訴訟提起後の訂正審判請求不可）

〔問題1-6〕 期間 H21-55

特許法又は実用新案法に規定する期間に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 パリ条約の同盟国にした最初の特許出願に基づくパリ条約による優先権を主張して日本国において特許出願をすることを在外者から依頼された代理人が、やむを得ない事情により優先期間内に当該優先権主張を伴う特許出願をすることができず、優先期間を徒過した場合、期間を延長するための所定の手続をとることによりパリ条約による優先権主張が認められる旨の規定が特許法に存在する。
- 2 特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のために、審決に対する訴えを提起することができる期間について職権で附加期間を定めることができる。
- 3 特許をすべき旨の査定の際の本物の送達があった後、第1年から第3年までの特許料を納付すべき期間内に、当該特許料を納付しなかった。この場合、割増特許料を納付することにより、上記期間を経過した後に追納することができる。ただし、特許料に関して減免又は猶予はないものとする。
- 4 暦に従って計算した場合の特許権の存続期間の末日が、特許法第3条第2項に規定する行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、その日の翌日をもって当該特許権の存続期間が終了する。ただし、特許権の存続期間の延長登録はないものとする。
- 5 特許庁長官は、実用新案登録出願に係る考案が、物品の形状、構造又は組合せに係るものでないときは、実用新案登録出願人に対し、相当の期間を指定して、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面について補正をすべきことを命ずることができ、当該実用新案登録出願人が、指定した期間内にその補正をしないときは、当該出願を却下することができる。